

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
関市	板取地区	令和3年3月30日	〇年〇月〇日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	34.62ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	25.41ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	10.73ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.33ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.68ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.20ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、8.81ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、中心経営体である農業者1名が担い、集落の中心経営体となる営農組織の設立を目指すほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

・貸付け等の意向が確認された農地は、2.77haとなっている。

農地中間管理機構の活用方針

・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けていく。
・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

新規・特産化作物の導入方針

・米、麦等の土地利用型作物以外に、門出地区を中心に収益性の高いブルーベリーなどの園芸作物の生産に取り組む。

鳥獣被害防止対策の取組方針

・地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。